

綾部市告示第 4 6 号

綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自然災害の発生の可能性の高い区域に居住し、防災情報等の取得が困難な市民等に対し防災情報等を迅速に伝達するため、防災ラジオを予算の範囲内において貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災情報等 地震、台風、大雨その他の災害における防災情報、武力攻撃事態等の緊急時における避難その他の災害緊急情報及び市長が必要と認める市が発信する情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 株式会社エフエムあやべが運営するエフエム放送(以下「FMいかる」という。)を受信することが可能であり、かつ、市及びFMいかるから発信される緊急割込放送による自動起動機能を備えたラジオ、その付属品及び屋内用外部アンテナをいう。
- (3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (4) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。
- (5) 洪水浸水想定区域 水防法(昭和24年法律第193号)第14条に規定する洪水浸水想定区域をいう。
- (6) 避難行動要支援者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10に規定する避難行動要支援者をいう。
- (7) 貸与 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年綾部市条例第43号)第7条の規定により、市が防災ラジオを無償で貸し付けることをいう。

(貸与する台数)

第 3 条 防災ラジオの貸与は、1 世帯につき 1 台を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(対象者)

第4条 防災ラジオの貸与の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 土砂災害特別警戒区域に居住する世帯

(2) 土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に居住する避難行動要支援者が属する世帯

(3) その他市長が特に必要と認める者

(申請)

第5条 防災ラジオの貸与を受けようとする者は、綾部市防災ラジオ貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、綾部市防災ラジオ貸与決定通知書(様式第2号)により当該申請したものに通知するものとする。

(返還の届出)

第7条 防災ラジオの貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、市外への移転、転出その他の理由により、防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに綾部市防災ラジオ返還届(様式第3号)を市長に提出し、防災ラジオを返還しなければならない。

(使用場所等の変更)

第8条 使用者は、市内における移転又は転居により防災ラジオの使用場所又は第5条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに綾部市防災ラジオ申請事項変更届(様式第4号)により市長に届けなければならない。

(使用者の管理等)

第9条 使用者は、防災ラジオを善良な管理者の注意をもって取り扱い、防災ラジオを使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

2 使用者は、防災ラジオの全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、防災ラジオを譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第10条 防災ラジオに係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他防災ラジオの維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(台帳の管理)

第11条 市長は、防災ラジオを貸与した者について、綾部市防災ラジオ管理台帳(様式第5号)を整備し、適正に管理に努めるものとする。

(損害の賠償)

第12条 市長は、防災ラジオを故意又は過失によって亡失し、又は毀損させた使用者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。